

# 「かもやすみ」

鴨川市では、家族のふれあいの機会を増やし、家庭での主体的な学び・体験的な学びを応援するために、令和8年度より、市内の小中学校に通う児童生徒を対象に「かもやすみ（鴨川子ども休暇制度）」をスタートします。

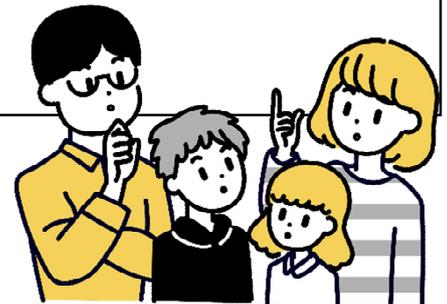
鴨川市教育委員会



## 「かもやすみ」とは

子どもが保護者とともに、平日に、学校外（家庭や地域）で、自ら計画した体験的な活動をしたり、学びの活動をしたりできる制度です。

家庭・地域での教育活動の一環と捉え、欠席とはならず「出席停止」と同じ扱いとなります。



## ご留意いただきたいこと

- 取得は任意です。各家庭で話し合ってください。
- 年度内に3日まで取得でき、連続して取得もできます。
- 取得日の1週間前までに「申請書」を学校へ提出してください。
- 取得後の活動報告は求めません。
- 本休暇を取得して、受けられない授業の内容は、家庭で自習をします。
- 本休暇は、家族で過ごすための休暇であり、子ども達だけで遊ぶ目的で取得することはできません。
- 給食費については、病気等での欠席と同じ扱いとなり、返金はありません。
- 以下の期日及び期間は、学校教育の目的上、重要なものです。可能な限り、出席して頂きたいと考えますが、取得については、各家庭で判断してください。



入学式、卒業式、始業式、終業式、修了式、運動会、文化祭、修学旅行、宿泊学習、定期テスト、職場体験学習、その他（校長が定める日）

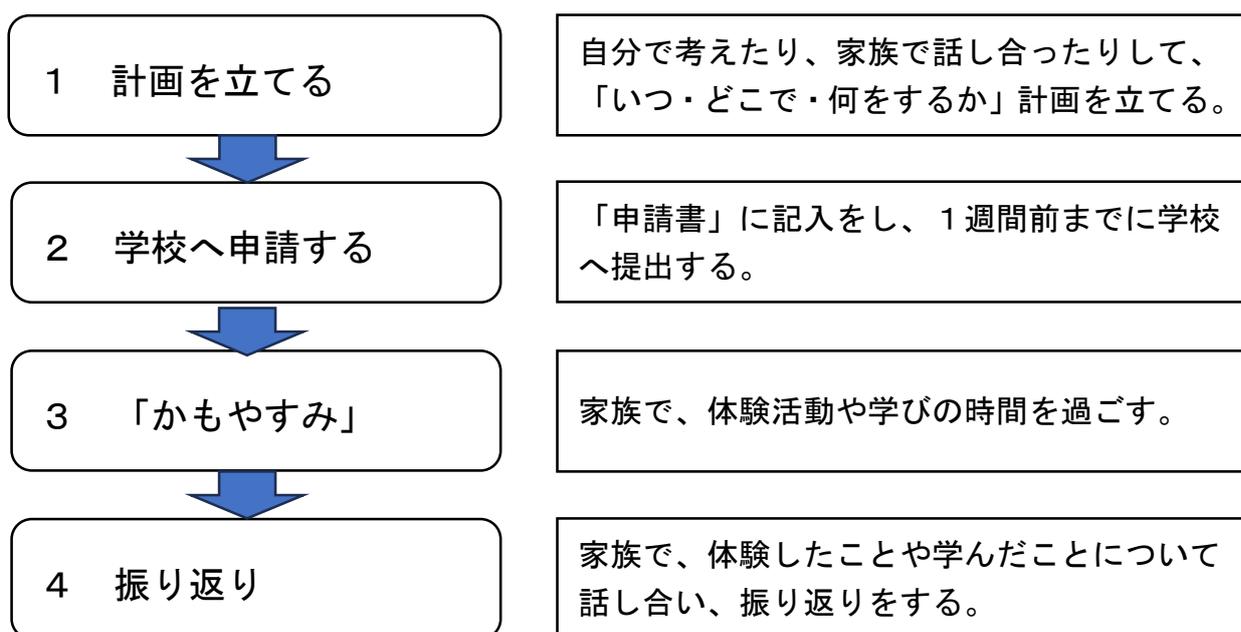
## 「かもやすみ」活動例

- ① **自然散策**・・・海、山、川などの自然を散策 等
- ② **観察学習**・・・植物、昆虫、水の生き物、野鳥、動物などの観察 等
- ③ **施設見学**・・・博物館、科学館、美術館、水族館、歴史館などの見学 等
- ④ **体験活動**・・・料理、農業体験、創作活動、キャンプ、釣り 等
- ⑤ **スポーツ**・・・サイクリング、ジョギング、サーフィン、スキー 等
- ⑥ **文化芸術**・・・音楽、美術、書道、演劇、映画、伝統芸能などの鑑賞 等
- ⑦ **その他**・・・スポーツ観戦、家族旅行、地域の名所めぐり 等

**※家族と一緒に過ごす時間、活動する時間が大切です。**

**※何をするか、何を学ぶかを事前に家族で話し合ってください。**

## 利用の流れ



## 「かもやすみ」 Q&A

Q1 鴨川市は、なぜ、この「かもやすみ」を導入したのですか。

A1 本市では、医療・福祉関係を始めとして、卸売業、小売業、宿泊業、飲食業等に従事する方の割合が比較的高い傾向にあります。また、昨今の働き方の多様化により、学校休業日である土曜日・日曜日、休日に、子どもと過ごす時間が十分に確保できない家庭も増えてきていると考えています。

本制度を導入することにより、子どもが家族と有意義に過ごすことで、家族との絆を深める機会となることを期待しています。また、子ども達が、個々の興味関心や探究心をもとに、家族と相談しながら計画を立て、主体的な学びを実現することにより、子ども達の心身の豊かな成長につながることも期待し、本制度を導入しました。

Q2 「かもやすみ」は、必ず取得しなければいけませんか。また、どこかへ出かけることが前提でしょうか。

A2 本休暇の取得は任意です。取得しなければならないものではありません。

また、どこかへ出かけなくても、家庭でも、家族と一緒に体験活動をしたり学んだりすることは可能であると考えています。

前ページの活動例を参考に、お子さんと話し合い、計画を立ててください。

Q3 この休暇は、連続で取得できますか。

A3 1日単位で、年度内に3日まで、連続でも分散でも取得できます。ただし、残った日数を次年度に繰り越すことはできません。

Q4 申請書は、どこで入手すればよいですか。

A4 事前に学校に連絡をしてお子さんを通して受け取るか、鴨川市のホームページからダウンロードしてください。提出は、お子さんから担任に渡してください。

Q5 電話やメールでの申請はできますか。

A5 校長が内容を最終確認するため、申請書の提出をお願いします。

Q6 保護者の都合で急遽、休めることになった場合、前日や当日の申請でも良いですか。

A6 やむを得ない場合は仕方ありませんが、子どもと家族でよく話し合った上で計画を立てて頂きたいことから、原則、1週間前までの申請をお願いします。

なお、休んだ後からの申請は、受け付けられません。

Q7 兄弟姉妹が別々の日に、この休暇を取得することは可能ですか。

A7 可能です。個々で計画を立てて本休暇を取得することもあろうかと思えます。

Q8 家族であれば、父母でなく祖父母との体験活動でも良いですか。

A8 原則は保護者ですが、保護者が同意した大人の家族であれば可能です。本制度の趣旨を踏まえ、家族との時間を有意義に過ごして頂くよう、ご配慮願います。

Q9 申請した日に体調を崩して休むことになった場合は、どうなりますか。

A9 その場合は、病気での欠席となりますので、学校へご連絡ください。後日、改めて本休暇を取得することができます。

Q10 この休暇は、いつでも取得可能ですか。

A10 いつでも可能です。ただし、以下の期日及び期間は、学校教育の目的上、重要なものです。可能な限り、出席して頂きたいと考えますが、本休暇の取得については、各家庭で判断してください。

入学式、卒業式、始業式、終業式、修了式、運動会、文化祭、修学旅行、宿泊学習、定期テスト、職場体験学習、その他（校長が定める日）

また、休暇の取得を理由とした教育活動の変更等の要望にはお応えできません。

Q11 この休暇の「振り返り」とは、何をするのですか。

A11 家族で、体験したことや学んだことについて話し合ってください。学校への活動報告は不要です。

Q12 この休暇で休んだ際の学習が遅れてしまうことが心配です。

A12 本休暇で受けられなかった授業の補習は家庭で行って頂きます。授業で使用したプリント等は、学校からお渡しすることができます。

Q13 この休暇を取得した分の給食費はどうなりますか。

A13 給食費については、病気等での欠席と同じ扱いとなり、返金はありません。

Q14 体験活動中に怪我をした場合はどうなりますか。

A14 学校管理下での活動ではないため、日本スポーツ振興センターの災害共済給付制度の対象外となります。ご家庭で、ご対応ください。

【お問い合わせ】

鴨川市教育委員会 学校教育課 TEL04-7094-0512